

日本小児内分泌学会 学術集会での演題発表に関する倫理的配慮について

(2023 年 1 月 21 日 理事会承認)

近年、学術集会における演題発表時にも倫理的配慮の明確化が求められるようになっており、世界医師会によるヘルシンキ宣言や“人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針”をはじめとする国内の関連法規・指針などの規定を遵守していただくことが必要になりました。日本小児科学会からは「学術集会演題及び抄録作成に係る倫理的配慮について」(http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20150127_rinri.pdf)が示されています。

日本小児内分泌学会学術集会においても、倫理審査委員会の承認を必要とする研究の発表については、あらかじめ各施設などの倫理審査委員会の承認を受けた上で演題登録をしていただくをお願いします。診断や予防、治療を専らの目的とする医療を行った個別の症例の転帰や予後などについて情報共有するための「症例報告」は研究には該当せず、原則として倫理審査を必要としません。ただし、「症例報告」の場合も個人情報の取扱いに配慮し、個人の特定につながりうる情報の発表に際しては対象者/代諾者の同意を得てください。一方、数例以上の症例をまとめて何らかの仮説を検証する場合には臨床研究に位置づけられ、本学術集会での発表に際して倫理審査委員会の承認を必要とします。少数例のまとめであっても、診療データの「平均値の比較」などが含まれる場合は研究となります。登録される演題のカテゴリーが不明な場合は、日本小児内分泌学会事務局 (E-mail: jspe@ac-square.co.jp) を通じて倫理委員会までお問い合わせください。

倫理審査委員会のない施設や個人で行う研究については、日本小児科学会「学術集会演題及び抄録作成に係る倫理的配慮について」に記載されているように、当該研究者の出身大学や地域で関係の深い施設、医師会などの倫理審査委員会の審査を受けてください。倫理審査委員会の承認が必要と考えられる内容であるにもかかわらず、学術集会での発表1ヶ月前(抄録集の作成時)にまだ倫理審査承認が得られていない場合は、演題を取り下げてくださいことが原則です。自主的に取り下げただけでない場合、演題不採用となる可能性があります。

演題登録に際し、以下の項目にチェックをお願いします。

- ☐ 本演題は倫理審査委員会の承認が必要な演題に該当する。
 - ☐ 倫理審査委員会の承認を得ている。
 - ☐ 発表1ヶ月前までに倫理審査委員会の承認を得る。
- ☐ 本演題は倫理審査委員会の承認が必要な演題に該当しない。
 - ☐ 症例報告
 - ☐ その他(人を対象としない動物実験などの研究、広く使用されている細胞株のみを用いる研究、論文や公開されたデータベースの解析のみの研究など)